

くて、二百社以上の中でも、三人か五人でやっているような工場がたくさんあるんです。これらは、入りたくても入れないんですよ。なぜ入れないかというと、酒團法上の団体になつてないんです。しかし、酒團法上の枠でなくて、それぞれのしょうちゅうだ、清酒だ、こういうものはいいですよということになれば、ほかのそういう小さな酒のメーカーを入れるというときに断り切れなくなる。じゃ、あなたたち酒團法上の団体つくつてないんだからだめですよというたまには、こうやつておかなきやならないからこうやつたのかなど。課長さんどうですか、そこら辺は。労働省でしょうちゅうね、ここから先の問題は。

○政府委員(寺園成章君) この特定業種退職金共済制度は、いわば業界退職金制度でございます。該業界に転々として雇用される労働者の退職金を、その前後の期間を清算をして退職金を支給するという制度でございます。したがいまして、指定されました業界に属する事業主が、できるだけ多くのこの制度に入つていただくということが、この制度存立の基本になるわけでございます。したがいまして、先生がおっしゃいましたような当該特定業種に属しながら、なお特にこの制度に入れることを好ましくないというような態度で臨んではいなわけございます。ただ、繰り返して申し上げますように、この制度が、従業員の相当数が企業間を移動して雇用主に雇用されるという実態にあるということが大前提でございますし、業界退職金の性格といたしまして、関係の中小企業者の相当数がこの制度に入つていく。そして業界の全体の協力体制というものが確立されて、初めてこの制度が有効に機能するということでござりますので、そういう実態にない業界についてまでこの制度を直ちに適用していくことにはいる問題があるわけでございます。その業界の実態等も十分研究しながら、今後は検討を進めていくということに相なるうかと思ひます。

○九谷金保君 酒團法の問題もう少しあるんですけど、ほかの関係もあるので、ちょっと先へ進

ましていただきます。

ちょっと私、法令いまここでぱっと見まして、

十五ページに、「百二条中「五千円」を「十万円」に」改め、「百四条中「三万円」を「十万円」に」、「百五条中「一円」を「五万円」に」というん

ですが、普通大体一万円を五万円、三万円を十万円というと、何でこれ五千円というのを十万円にしなきやならないのかちょっとわからないんです。大体こんなのは普通の傾斜でいくものなのにね。こことのところを詳しく、これよく見ていないんですけれど、ちょっと見て奇異な感じを受けましたので、御説明いただきたいんですが。

○政府委員(寺園成章君) この法律を改正いたしました際に際しまして、罰則規定の整備も図つておるところでございますが、現行のこの罰則の規定は、制定時に設けられたものでございます。それらと現行との関係を他の法令等とも見合わせながら、このようないかだつたといふことでございまして、同種の罪についての罰則と横並びとして均衡がとれておるということをございます。

○九谷金保君 そうすると、これはいままで片つ

方の三万円と片つ方の五千円というのは均衡はとれていなかつたけれど、直すほどのことでもないので、いままでそのまま來たと、この機会に均衡のとれたものにするんだと、こういうふうに理解してよろしくやうござります。

○政府委員(寺園成章君) 同種の罪についての罰

則の他の法令等との均衡を、この際とったということござります。

○九谷金保君 次に、林業がこれから新しく出てくるわけなんですが、これは酒の方の問題、建設あるいは林業それについても言えることかと思うんです。非常に移動の激しい業態ということことで、それで一人親方などの場合は退職金の形などはどうやって——保険金払うのは使用主ですね。そうすると、こういう一人親方のような場合にはどういうふうな措置をとるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○九谷金保君 酒團法の問題もう少しあるんですけど、ほかの関係もあるので、ちょっと先へ進

○政府委員(寺園成章君) 退職金共済制度は、原則としたまでは雇用労働者でございます。そ

の雇用労働者の退職金について事業主が掛金を納付をするという仕組みで成り立つておるわけでござりますけれども、建設業におきましても一人親

方の問題がございます。現在、建設業の退職金共

済制度におきましては、一人親方の取り扱いとい

ます。

○九谷金保君 たしましては、一人親方は職種別あるいは地域別に任意組合を設立いたさせまして、その任意組合に一人親方は雇用されておるという擬制をいたしましたので、御説明いただきたいんですが。

○政府委員(寺園成章君) この法律を改正いたしました際に際しまして、罰則規定の整備も図つておるところでございますが、現行のこの罰則の規定は、制定時に設けられたものでございます。それらと現行との関係を他の法令等とも見合わせながら、このようないかだつたといふことでございまして、同種の罪についての罰則と横並びとして均衡をとつておるわけござります。その場合、掛金は一人親方の方が負担をしていただくといふ形をとつておるわけござります。その場合、掛金は一人親方の方が負担をして、一方親方は一人親方の実態をよく調べまして、建設業におきます取り扱いを参考にしながら、一人親方の林業労働者の福祉の向上の観点から、そのような措置をとつてまいりたいというふうに思つておるところでござります。

○九谷金保君 そういう任意組合をつくるということは現況としてやむを得ないのかと思ひますが、実は退職金の方はそれで何とか擬制措置でやつていただけるかと思うのですが、振動病の関係ですね。振動病の関係では、この一人親方といふのに對する健診あるいは指導といふのは大変むずかしいといふように聞いておるので、何かいまのような任意組合をつくるか、振動病の面でも総体的な組みの中で行政の日が当たるような方法、こういちふうなことはこの退職金制度と同じにとれないものでしょか、どうなんでしょう。

○政府委員(吉本実君) 私ども先ほど申したような形で進めておりますが、先生のそいつた事柄も一つの御提案だと思いますので、今後いろいろ研究させていただきたいと思います。

○九谷金保君 それから、前回御質問した中できょうはお調べいただいてると思うんですが、五十五年の十一月六日の高杉委員から質問のあった茨城県の五十一年に一人より出でていないというふうなことで、潜在患者がいるのではないか、これも一つの御提案だと思いますので、今後いろいろ調査をして、次回までに調査をして報告してくれと、こう申上げておつたんですが、この点、十一月六日以降、前回私が質問するまでの間に、茨城県において潜伏振動病患者がいないというお答えの出でるなどのような調査を行つたか、御報告いただきたいと思います。

には労働者としての性格も持つてゐる場合もござりますので、そういう場合には労働者といふ扱いで振動予防対策も進めていく、こういふふうに考えているわけです。

○九谷金保君 振動病の予防対策その他については、一人親方は一人親方として認めておるわけですね。ところが、これなかなかつかめない。きょくの法案の方は任意組合のようなものを持つくらい擬制的にでもできるだけ拾い上げていくという努力をしているわけなんです。だから、そういう形のものを振動病対策や何かの中でも何かそういう形のものをつくる。つくつてさらに安全体制を強化していくといふ方向の考え方というのはできないものでしょか、どうなんでしょう。

いまのおっしゃるようなことでなくして、なかなか簡単につかめないような実態、私この間関西へ行って調べてきて痛感しているんですね。いかがなものでしょ。

○政府委員(吉本実君) 私ども先ほど申したよ

うに思つておるところでござります。

○九谷金保君 そういう任意組合をつくるといふ

ことは現況としてやむを得ないのかと思ひますが、実は退職金の方はそれで何とか擬制措置でやつていただけるかと思うのですが、振動病の関係ですね。振動病の関係では、この一人親方といふのに對する健診あるいは指導といふのは大変むずかしいといふように聞いておるので、何かいまの

ような任意組合をつくるか、振動病の面でも総体的な組みの中で行政の日が当たるような方法、こういちふうなことはこの退職金制度と同じにとれないものでしょか、どうなんでしょう。

○政府委員(吉本実君) 林業の一人親方につきま

すいろいろな振動障害予防の関係がござりますが、現状といたしましては、たとえば健康診断につきましては、労働者については労働省が、それから一人親方については林野庁がということで、

調査は何月何日どこでどういうふうな調査をし

たか、診断をしたか、あるいはまたその調査をす

るためのP.R.をしたかといふふうなことについ

て、次回までに調査をして報告してくれと、こう

申上げておつたんですが、この点、十一月六日

以降、前回私が質問するまでの間に、茨城県にお

いて潜伏振動病患者がいないというお答えの出でるなどのような調査を行つたか、御報告いただきたいと思います。

○説明員(林部弘君) 潜在患者ということで、昨年十一月以来宿題になっております件につきまして、私の方で少しまとまつた情報がござりますのでそれを申し上げますと、結局は潜在患者というものは現実につかめない状態でございますから、確かに観念的には潜在患者という言葉があるわけですが、それが潜在患者であったかどうかなどについては、結果から判断せざるを得ないようなことになりますので、私ども労働衛生課サイドでその辺のところを、最近少しまとまつてきたものについて申し上げますと、こういうような状況について申しあげますと、こういうような状況になるわけでございます。

一番最初に先生から御指摘ございました、非常に特別教育を受けている者が多いわりに認定が少ないということは、潜在患者が多いということではないのかという御指摘からこの御質問が始まっているよう私ども受けとめているわけでございまして、その方面のことにつきましては……

○丸谷金保君 そんなことないよ。

○説明員(林部弘君) いえ、茨城の問題でございますが、そのことについては茨城の特殊な事情があつたということが一つわかつております。

○丸谷金保君 らういう調査をしたかということなんだから。

前段いいから。

○説明員(林部弘君) それでは、一番直近で入手をいたしました健康診断の実施の状況から申しますと、五十三年度の茨城県の地方局で把握をいたしております健診の数でございますが、「一百九十七名が五十五年度中に実施をしたということを把握いたしておりまして、その結果、所見なしの者が二百七十名、それから第二次健診を要するといふ者のが二十七名ございまして、その者についての管理区分を調べたところでは、問題があるというような管理Cに相当する者はゼロであったというようなことが、最近年度が改まりまして、五十五

年度の結果が上がってきた時点のもので判明をいたしておると、いうことでござります。

○丸谷金保君 あの、あなたね、そういうことで、私は、あといないけれどもどうなんだというのに答えたのは、それ以降再調査をしたかと聞いたんですよ。してないなぜ答えないの。そんなものはもうすぐに出ているでしょう、あの段階で、五十五年二百九十七名なんというような数字は。

○説明員(林部弘君) 私が申し上げたのは、健康診断の管理区分の問題として、年度の改まった時点でわかつた結果で申し上げているわけでございまして、前に認定された者がないという御答弁がされているはずでございます。

○丸谷金保君 私がこの間聞いて、いまの質問をうだけれど、高杉委員の質問のとき以降に、どのような再調査を行ったかということを聞いたんですよ。それをあなた、五十五年度中のこんな数字なんて出しているでしょう、こんなものはもうこの間。すでに出ている数字でしよう。そうではない。だから、その後やつたかどうか、やつていないうならやつてないでいいんですよ。

○説明員(林部弘君) 私が申し上げたのは、管理区分の問題については、たしかまだ御報告がないというふうに私は記憶をいたしておりますが。

○説明員(林部弘君) それで健診関係のものは……

○委員長(片山甚市君) したかしないかを答えてください。

○説明員(林部弘君) 調べております。

○委員長(片山甚市君) それだけですか。

○説明員(林部弘君) はい。

○丸谷金保君 この問題は次に譲ります。

それに振動病の関係ですね、これとてもじやないけれど、大臣、こういう調子ですらすらずらすらとその場逃れの答弁されては患者はたまたものでないですよ。

それで、実はこの問題について、私はこうなつたら少し入らなきやならないと思うんですね。

きのうも私のところへ来た労働省の人々が言つたんです、いろいろやっていますと。通達こんなに出てる限りだけれど、潜在的なのはいないのかと言つて、それからこの間私が質問したときに、

その後調査をしたけれど一名よりいませんでした

という報告があつたから、この間は、それじゃ十一月以降、高杉質問以降においてどのような調査

をしたかをこの次までに報告してくださいとこ

う言つたんですよ。だからそれをいま聞いたわけ

です。区分の問題だとか何だとそういうことでない。たとえばこれは京都のあれだけれども、五十六年の一月一日、町の役場がこういう健診をもう一回やりますからどうぞいらっしゃいと、こうが聞いたのは十一月に高杉委員が、五十一年に一月一日、町の役場がこういう健診をもう一度、ささらに調査したかどうかを聞いているだけで、それを長々とあなた、そんなことやつたら時間なくなっちゃうからね。これもう一遍この次聞きます、ゆっくり。

○委員長(片山甚市君) 委員長から、お答えを願います。調査をしたかしないかだけ、イエス、ノーを答えてください。

○説明員(林部弘君) 認定ベースの話と健診ベースの話と二つござりますので、私が……

○委員長(片山甚市君) したかしないかを答えてください。

○説明員(林部弘君) それで健診関係のものは……

○委員長(片山甚市君) したかしないかを答えてください。

○説明員(林部弘君) 調べております。

○委員長(片山甚市君) それだけですか。

○説明員(林部弘君) はい。

○丸谷金保君 この問題は次に譲ります。

それに振動病の関係ですね、これとてもじやないけれど、大臣、こういう調子ですらすらずらすらとその場逃れの答弁されては患者はたまたものでないですよ。

それで、実はこの問題について、私はこうなつたら少し入らなきやならないと思うんですね。

きのうも私のところへ来た労働省の人々が言つたん

です、いろいろやっていますと。通達こんなに

出てる限りだけれど、潜在的なのはいないのか

と言つて、それからこの間私が質問したときに、

その後調査をしたけれど一名よりいませんでした

という報告があつたから、この間は、それじゃ十一月以降、高杉質問以降においてどのような調査

をしたかをこの次までに報告してくださいとこ

う言つたんですよ。だからそれをいま聞いたわけ

ああやりました、結果責任何も負わないんだ、だれも。しかも物すごく民間では林業なら林業だけとつてみてもふえてるんです。ふえてる感じで、それでどういうことが起こっているか、林業関係の認定患者の保険料、これの支払い、収入の状態、最近のデータでひとつ説明してください。持つていなければ私言いますけれど、そちらにあればそちらで説明していただきたい。——ない。なければ私の方で説明しましょう、時間のむだだから。労災保険財政というものは五十四年度に約六百億程度赤字が見込まれますね、出ているんです。五十五年度もさらに多くなっています。それから特にそのうち林業関係の收支の状況といふのは五十三年度で約百三十億円の赤字。しかもだんだんこれは累増ってきております。林業における保険料給付額、五十年に対して五十四年度は約三倍になつておるんです。現在、千分の八十九という木材搬出業の保険料率は非常に高いけれども、おたくの方のいろいろな報告によりますと、これはもう千分の百くらいにしなければならない。要するに保険経理の上から言つても、振動病問題というのは労災保険としても大問題だということをおたく自身が言つていますね。これはおたくの数字なんです。こういう状態になりながら、いまのようなすらすらとその場だけ、きょうだけ流せばいいような答弁をして、こっちの質問に対して何にも答えないで、そんなことで時間さえとればいいというふうなことでは、振動病の問題は済まされないんですよ。なぜこんなふうになつてくるんだと、このことについて少し突っ込んで聞きたいと思います。

林野庁においてになつてゐると思ひますが、林野庁の「素材生産請負契約書」というのがございまして、これを読んで私非常に不思議に思つたのは、この中には、各種法令に違反して、特に労働安全衛生に関する諸法令、これに違反した場合が、請負契約解除の理由にはならないんですよ、この契約書の機密的な様式を見ますと。労働安全衛生は、第二十八条で、「乙」は事業の施行に当たつて

は、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。」と、こう書いてあるんです。ところが「甲の解除権」二十三条。この中では、契約の目的が達成できないとき、その他解除の理由が、解除権としてこの契約にあるんですが、法令を遵守しなかつたときに契約解除するという項目はどこを見てもないんです。これはどうなんですか。ござりますか。

○説明員(鈴木郁雄君) 林野庁といいたしまして政機関から再三勧告等がございましても守られないというような実態の契約の相手方につきましては、今後契約に当たりまして、契約の相手にしないといふようなことも十分検討してまいりたいと、こういうふうに思つております。

○丸谷金保君 私がいま聞いているのは、部長さんね、この請負契約書のサンプルから言うと、そういう指摘を受けたりなんかしたその法令違反、これはちょっとおかしいやないかと、行管からも出でおります、いろいろ。そういう相手方に対して、契約解除の条項にはそれが載っていないではないかと、どこかにそれはあるんですけど聞いているので、ないならないでいいですよ。

○説明員(鈴木郁雄君) 契約の条件にはいたしておりません。

○丸谷金保君 大臣、実はここなんです問題は、いいですか、こんなにたくさん通達を出して指導して、しかも契約書に「遵守しなければならない。」とまで書いてあるんです。しかし、遵守しなくとも契約解除しないんですよ。これも民間ならまだしも、国の機関でさえも契約解除の条項ないんですよ。それから、そういう指摘がたくさんあつた中で、今度は労働安全衛生の問題になります。労働安全衛生の問題の中で、これは明らかに労働安全衛生法の五十九条で「危険又は有害な業務」の場合に「安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」と、こうなつてお

ります。これは労働省あれですね、この中にチエーンソー業務その他ありますね。

○説明員(林部弘君) 特別教育の内容に入つてお

ります。

○丸谷金保君 そうしてこれが行われない場合に百十九条で「六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」とあるんです。こういうことでもってこの百十九条を発動したのは、最近の一年間に何件ありますか、林業について。

○説明員(林部弘君) 監督の一々の内容を調べなければわかりませんので、現在私の手元にその資料はございません。

○丸谷金保君 過去一年間にして、この百十九条を適用したことば。

○政府委員(吉本実君) 手元に正確な資料はないと思ひますが、私の記憶では発動しておらないと思ひます。

○丸谷金保君 大臣、前回指摘したように、行管からも指摘されているよう非常に行われていてないのが、行管が見たのはごく一部で、たくさんあるわけです。しかし全然林野庁の方は、国有林の請負に契約解除等の罰則もないんですよ。いいですか、労働省の方はこういう通達をたくさん出しているけれども、この種の違反に対し、この一年間に行管から指摘されているけれども、何らの罰則やっていないんです。お互いに助け合つているんですね。こんなことで本気でやつていてるんではないかと、こんなにたくさん通達を出して指導して、しかも契約書に「遵守しなければならない。」とまで書いてあるんです。しかし、遵守しないとも契約解除しないんですよ。これも民間ならまだしも、国の機関でさえも契約解除の条項ないんですよ。それから、そういう指摘がたくさんあつた中で、今度は労働安全衛生の問題になります。労働安全衛生の問題の中で、これは明らかに労働安全衛生法の五十九条で「危険又は有害な業務」の場合に「安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」と、こうなつてお

ける労働人口、四十七年で三千八十三、五十三年で二千五百五十、漸減はしております。しかしそんなに違いない、三千から二千台です。すでに林業関係の健診者の総数というものは延べ五千人近いんです。正確に四千八百六十一名、五十三年五十四年とずっと続いてですね、過去十一年間の。ですから一回りはみんなやつているんですよ。いいですか。新たに健診者がふえてきたから潜在的なのが出て、そして要するに認定患者がふえたんだなんということは、この数字から考えても考えられないんです、きちつとやつてているんですけども。しかも、その京都で、民間はふえているんですけども、決してそんなに減っていないんですね。林野庁どうなんですか。この前の答弁、あれで通ずる野庁どうなんですか。こういう具体的な数字見せて。まだ潜在的な患者がどんどん健診が進んで、それもりですか。こういう潜在的な患者が進んで、それで、あらわれただけで、新しい患者がふえているんじゃないと言ひ切れますか。

○説明員(安橋隆雄君) 林野庁では、あのときも御答弁申しましたように、五十五年度以降巡回指導事業を実施しているわけでございますので、今後新しい患者が出ないというようなことを目標に努力してまいりたいというふうに考えておるわけ

でございます。

○丸谷金保君 努力するのはわかるけれども、何らの罰則やつていないんです。お互いに助け合つていてるんではないかと、この結果どうなるかと思いますか。財政が赤字になつてきた、認定患者がたくさん出たら困るから、逆に潜在患者はいらないだという前提で認定患者数を抑え込む方に現場では空気がなつてきております、これは明らかに。これはもう大変な私は人道問題だと思うんです。そこでも固執するかと聞いておるんです。固執するとかしないとか言つてください、どちらか。

○説明員(安橋隆雄君) 一概には、データがございませんのではつきりと言ひ切れないと思っております。

○丸谷金保君 あなたこの間はつきり言つたじやないの。それは、潜在患者が健診がずっとよく行われるようになったからあらわれてきたので、新しい患者がふえたわけじゃないとこの前言つたで

うわけです。だから、前回の答弁に固執するのかしないのかどいうんです。あなたがあの答弁に固執している限り話は進まない。新しい患者は出て来ないと。私は新しい患者はどんどん製造されていると言う。固執するならその問題だけでも

いて、具体的な数字でそうではないということをやらないと言ひます。

○説明員(安橋隆雄君) 新しく認定患者になられた方々の発生の過程自体のデータがございませんので、先生がおつしやいますよう意味におきまして、新規に発生者が出了たのが、新たに発生したのか、あるいは潜在的なものであるのか、その比率がどの程度であるかということははつきり言えないと。潜伏患者があらわれてきたんだと、いいです。それで、もうはつきり言えないと言ひます。からそこまでにしておきましょう。それで、結局はつきり言えないということは、新しい患者も出ている可能性もあるということになるわけですね。

そこで、林野庁に実はお伺いしたいんですが、この契約の関係のあれを見ますと、たとえば三条で、請負経費の内訳だとか事業計画の仕様書、こういうふうなものを出させて。これも仕様書等に不適合の場合、これについては事業の変更中止とかいうふうなことがあるんですが、やっぱり不適合でも余り罰則はないんですね。特にここでは、作業時間あるいは法令、指導要綱に従つたチエーンソーの使用期間、使用区分、使用方法、いろいろなことについて十分目を光らして、それらを計算した上でこの請負経費の内訳書というのが出てくるわけですね、これは間違いないですね。

○説明員(田中恒寿君) この三条に申しております事業計画表と申しますのは、契約の目的であります素材、丸太がどういうふうな計画で出てくるかということに重点がございまして、これ以外に振動障害防止が非常に重要な問題でありますの

で、その点に焦点をしぼりまして別途に作業計画というのをとつております。その中では、どういう機種のエーンソーナーを使つて、時間規制を守るために、たとえば交代制を考えておるかとか、あるいは教育はどういうふうに受けておるかとか、そういう詳細なものをとるよう、この三条以外の作業計画をとつております。

○丸谷金保君 それは労働安全衛生法に基づいておるんだと思うんですが、それで作業計画書の内訳の資料と、それからもう一つ、ついでですが、「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の推進について」といっておるんだと思うんですが、それで労働基準監督機関から労働安全衛生の確保に関して勧告を指導したにもかかわらず、改善されていないとの連絡があつたもの。これは振動障害防止に関する指導を受けた件数があつたものに該当する、要するに林野庁長官通達を意味するのではないかということがおたかといふことの資料要求、この二つ、次の機会までにひとつ出していただきたいと思います。いいですか。

○説明員(田中恒寿君) 作業計画の様式につきま

してはこの次までに御説明を申し上げたいと思いますが、指導あるいは是正勧告をいただいても改善されないというふうな例はございません。指導表をいただいて、それぞれ私ども改善をするよう勧めておりますし、いただいた結果、すべて改善をされております。

○丸谷金保君 まあそれはちょっと置いておきま

しょ。

実は非常にそういう点で、国有林での前回申し上げたように直営の減つてきております振動病患者、それはくしくも労働組合の方から強い要請があつて協定を結んだところ、あるいはまた告発が行われたというふうな節目とちょうど合つようにすつすつと少なくなつていているんです。しか

し、それとは逆に林野庁の請負に従事する民間の方は非常にふえているんです。

そこで実は、これはもう簡単にこうやればできるんではないかということを前回提言しました。

だけじゃともいかぬなと思うことに気がついたのです。というのは、国会の場で、林野の直営の労働者は一緒に働くから能率が悪い、民間請負にすれば大変能率がいいというような論議が交わされたと聞いたので、これはもう逆だと、きち

つとそういう職場規則を守るよう、労働安全衛生の法令を守つてきちんと行うようになって振動病患者も少なくなってきた。そのためにはそれを基準にすべきであつて、出来高払いであるとか、守られていないと盛んに指摘されるような民間請負が能率が上がつたということは、法令を守らないで能率を上げているわけなんですよ。それを、法令を守らないで能率を上げているところに、きちんと守つて職業病の起らぬよう態勢で働く人たちが、働くから能率が上がらない

んだというよろんな、そういうことはもう本末転倒だと、こう思つてます。特にその点については、私は池田町の実際の数字をここに申し上げます。

池田町でも約百町歩くらいずつ除伐あるいは伐木、草刈りなんかやつております。

除伐の関係で言いますと、ヘクタール当たり直営が十三・六人区、請負が八・一。それから草刈りでは直営がヘクタール当たり七人、請負が三・八人なんです。やはり町営の山の仕事においても請負と差があるんです。何も林野庁だけではないんですよ。ただし、草刈りその他について私は直営の方ではエーンソーナーなり草刈り機使うのを一切やめさしているんです。能率が上がらないのありますね。しかし、あたりまえでも不幸な人道上のゆゑしい、私は未必の故意だと思うんですね。長くやらせれば病気にかかることがわかつていながら、見て見ぬふりをして監督を怠つて

るというふうな状態の中では、明らかに監督なり請負をする國なりの間の未必の故意だと、こう思うんですが。しかも、今度は請負の方も、前回申し上げたように、非常にきらっと労働省の基準を守つてやつてあるんです。それでもエーンソーナーを使つてやつているんです。それで、今度は請負の方も、前回申し上げたように、非常にきらつて二時間規制等を十分守りながら、交代制等をやるというようなことによりまして全体の能率は十分確保できるだけでも、AでいいからBで同じような能率が上がるというわけにいきませんけれども、問題は

能率の上がるというところに重点を置いて、安全衛生面に対し目を光らせないで、能率だけ上がる、上がつたといふことは間違いだと、本末転倒だと、林野庁どう考えます。おたくの方も請負の方には全然目を光らせてないんですね。たくさんありますよ。未必の故意。それでいいんですね。逆でないですか、その考え方には。

○委員長(片山基市君) 残された時間は三分ありますから簡潔にお答えを願います。

○説明員(鈴木郁雄君) 労働安全衛生につきましては最大の配慮を払いまして事業を効率よくやっていくと、こういうたてまえでやつてまいりたいと思っております。

○丸谷金保君 たてまえを聞いているんじゃないんです。私の聞いているのは、きちんと労働安全の基準を守つてエーンソーナーなり草刈り機を使つているところと、出来高払いというふうな依然自らしされた中で能率を上げているところと、能率上げているじやないか、國の方の直営は上げてないじやないかという論議はおかしいじゃないかと言つておられるんです。何も国だけでなく自治体だって、やっぱり直営と請負ではこういうふうに能率の違うことを最初から認めてやらしているんです。だから、その違いを、けしからぬといふことにならないんじやないかと。どう思います。

○説明員(鈴木郁雄君) この素材の生産におきましても、伐倒あるいは造材あるいは木寄せ、集材

が、これらの工程を有機的に組み合わせましてやるということと、たとえばエーンソーナーを使つて伐倒につきましては、全工程の四分の一程度でございますが、これらにつきましては一時間規制等を十分守りながら、交代制等をやるというようなことによりまして全体の能率は十分確保できると、こういうことで直営も請負も同じように能率向上という点につきましては十分配慮しながら、またこの労働安全衛生の面につきましても最大の配慮を払つてやつてまいりたいと、かように思つております。

○丸谷金保君 部長さん、願望を聞いているんじゃないんですよ。現状で、守られていないくて能率を上げているところがいいと、そういうことになるかと聞いています。どうですか。これならお答えできますでしょう。

○説明員(鈴木郁雄君) 現状につきましては、請負事業につきましてもあらゆる機会につきまして十分指導いたしておりますし、その規則、諸法令等を守りながら事業を実行いたしておると、かよう思つております。

○丸谷金保君 重ねてお聞きしますが、そういう指導はたくさん出でているんですよ。出でているから、守られないからどんどん病人もふえている。特に直営でなく国有林における請負業者のところでは働いている労働者からも出でているんです。現に出でている、たくさん。だから、そういうふうに振動病患者や何かをどんどんつくりながら、基準を守らないで能率を上げていることがいいのか悪いのかと聞いておられます。いいとか悪いとか、どちらか言つてください。

○委員長(片山基市君) 時間がありませんから…

○説明員(鈴木郁雄君) 諸規定、諸法令あるいは労働安全対策、これらを守らないでやるということは、決していいことではないと思つております。

○丸谷金保君 守らないで能率だけ上げるということはいいことでないと、こういうことですね。

○説明員(鈴木郁雄君) さようでございます。

○丸谷金保君 では、やめます、きょうは。

○高杉延忠君 私は本案の審議に際しまして、関連する問題点として、労働省関係の行政の課題について、まず労働大臣にお伺いをいたしたいと思つております。

今回の法改正は行政改革の一環と言われますが、すでに閣議決定などにより、この中退金法のほか雇用促進事業団、労働福祉事業団あるいは職安行政、労働安全衛生行政、この関係機関等が行政改革の課題として取り上げられております。

今日、行政改革は最大の政治的課題となつておりますが、この際、まずこれらの諸課題に対しましてどう対処されるか、労働大臣の所見をまず伺います。

○政府委員(谷口隆志君) 今後の行政改革の取り組みにつきまして、私から事務的にお答えいたしたいと思いますが、御指摘のように、昭和五十四年の十二月に閣議決定されました行政改革におきまして、労働省の関係では、すでに実施いたしましたブロック機関の整理統合、それから、現在審議をいただいております特殊法人の整理統合等のほかに、雇用促進事業団、労働福祉事業団の施設につきまして、業務委託により合理化を図ることと。また公共職業安定所の出張所等につきまして、昭和五十九年度までに一割削減するということが決められておるわけでございまして、私もともいたしましては、定められた政府の方針に基づきまして着実に行政改革を進めていくという観点から、これらの業務の実態とか、それそれが行つております業務への影響等を勘案いたしまして、行政サービスの低下をできるだけ招くことのないようにといふように考えておるところでございます。

○国務大臣(藤尾正行君) 御指摘のとおり、鈴木内閣におきましては、今後の行政の徹底的な改

革を必要とする、特段と現実に行われております

財政の再建、五十九年度までに赤字公債を全部なくすということを目標にいたしまして行政改革の改革に当たるう、こういう非常に強い決意をもつております。

今回閣議決定などにより、この中退金法のほか雇用促進事業団、労働福祉事業団あるいは職安行政、労働安全衛生行政、この関係機関等が行政改革の課題として取り上げられております。

今日、行政改革は最大の政治的課題となつておりますが、この際、まずこれらの諸課題に対しましてどう対処されるか、労働大臣の所見をまず伺います。

○政府委員(谷口隆志君) 今後の行政改革の取り組みにつきまして、私から事務的にお答えいたしたいと思いますが、御指摘のように、昭和五十四年の十二月に閣議決定されました行政改革におきまして、労働省の関係では、すでに実施いたしましたブロック機関の整理統合、それから、現在審議をいただいております特殊法人の整理統合等のほかに、雇用促進事業団、労働福祉事業団の施設につきまして、業務委託により合理化を図ることと。また公共職業安定所の出張所等につきまして、昭和五十九年度までに一割削減するということが決められておるわけでございまして、私もともいたしましては、定められた政府の方針に基づきまして着実に行政改革を進めていくという観点から、これらの業務の実態とか、それそれが行つております業務への影響等を勘案いたしまして、行政サービスの低下をできるだけ招くことのないようにといふように考えておるところでございます。

○高杉延忠君 大臣、特に財政再建もあることな

て両組合を統合し、すべての特定業種について、一個の団体で事業を実施するということでござりますので、役員の縮減あるいは共通的に処理できる業務というものは、できるだけ共通的に業務を処理するということで簡素合理化を図つておるとこらでございます。

しかししながら、私がいかにこの行政が至上課題であるということにいたしましても、何のために行財政の改革をするのかということが先行するわけございまして、行財政の改革といいますことを怠らず、本来の行政といいますものが停滞をしたり、あるいは挫折をしたりというようなことがあります。そこで、やるべきことをきちっとやるということが今日の私どもの姿勢である、かように申し上げておきます。

○高杉延忠君 大臣、特に財政再建もあることな

と、各組合とも給付費を大幅に上回る事務費が計上されているわけですね。特に、事務費のうち職員設置費の割合が高く感ずるわけなんです。今后とも天下りを防止するとともに、役員の削減を図つていくべきではないかと私は考えます。こうしたこととが思いますが、非常勤理事といふ制度を設けておりました経費節減分を給付費に振り向けていくべきだと私は思いますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(吉本幸君) 中小企業退職金共済制度は、先生御承知のように中小企業では、一般に単独では退職金制度を設けることが困難だというような実情にかんがみまして、国の援助によります退職金制度を確立させていく、こういうことになります。このため国の補助金は、この制度の運営に必要な事務費と、さらにこの制度を中小企業者なりその従業員にとって魅力あるものにします。したがって、これによる組織、定員、これまでおりますけれども、これによる組織、定員、このようにしておきます。

○政府委員(寺園成章君) 先生御承知のように、

うというふうにしているわけでござります。

○高杉延忠君 次に、組織の合理化に伴う運営の円滑化と効率化の問題について伺いますが、今回の法改正で、特定業種ごとに運営委員会を置きましたして権限の強化、それから議事範囲の拡大を図ることとしていると聞いておりますが、改正前の評議員会等と比べて、どのような改正が具体的に行われるのか、これが第一点であります。

また、その運営委員会はどのような構成となるのか、この点を確認の意味で伺いたいと思います。

○政府委員(寺園成章君) 現行制度におきましては、特定業種ごとに組合を設置し運営をしておるわけござりますけれども、その中におきまして、業界の意向を十分くみながら事業の運営をしていくことで、常勤理事のほかに非常勤理事、これは業界の代表の方に入つていただいておりますが、非常勤理事といふ制度を設けておりまし

て、地方代表の方の幅広い御意見をおきましては、特定業種ごとに運営委員会を設け、その運営委員会の議を重要事項については経ながら、事業を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ただその運営委員会の構成は、そのような業界の意向を十分くみながら、事業を実施していくため設けておるということございますので、構成いたしましては、現在の非常勤理事の方々になつていただく、もし要すれば業界のより一層の協力体制を確立するために、業界代表を一部入れることも考えられるわけでござりますけれども、

いずれにいたしましても、現行のいわば理事会的な機能を運営委員会において果たしていただくと

いう考え方でござります。

この運営委員会は、定数を二十名と定めており

ます。したがいまして、現在評議員会で大変多く

の地方代表の方の御意見を伺いながら進めており

ますので、そのような地方の代表の方々の意見も伺うような場というのは、新しい組織においても必要ではないか、そういうような何らかの措置は講ずる必要があろうと考えておるところでございます。

○高杉廸忠君 本制度の運営に当たっては関係労使の意見を反映させるよう、去る九十一国会においても附帯決議を行つてきておりますが、今回いかなる措置をとられるのか、これが第一点であります。

また、中小企業退職金共済事業団には労使二名ずつによる参与制度があります。特定業種退職金共済組合にも、この参与制度というものを導入するというような考えはあるのかどうか、この際伺いたいと思うんです。

○政府委員(寺園成章君) 現在、本制度の基本的な運用のあり方につきましては、実質上、公労使三者構成からなります中小企業退職金共済審議会の御意見を伺いながら実施をしておるところでございます。

先生御指摘のように、中小企業退職金共済事業団の具体的な事業の運営に当たりましては、労使から構成をされます参与制度を設け、御意見を微しながら事業を進めておるわけでございます。新しくできました特定業種退職金共済組合におきましても、受益者でございます労働者の意見を十分くみながら、事業の執行をしていくということは大変重要なことであるうといふふうに思つておりますので、中小企業退職金共済事業団に設けられております参与制度というようなものも参考にしながら、受益者である労働者の意見反映の場というものを検討してまいりたいといふふうに思つております。

○高杉廸忠君 特に、いまお答えいただきましたように、本制度を魅力あるものとしていくためにも、受益者である労働者の意思が、意向が反映できるようすべきだと考えておるわけです。この点も、いま参与制度の導入等をお考えのようありますから、具体的な取り組みをしていただきた

い、こういうように思つております。

それから、林野庁の方に次にお聞きをしたいと思ひますけれども、林業退職金共済事業について伺いますが、昭和五十三年二月に林野庁は、林業従事者の中退金共済制度適用促進対策を決めまして、三ヵ年計画で具体的にその準備を行つてきておりますが、昭和五十三年二月現在で約三万五千人と、一万人口より少ないじやないかと、こう思うんですけれども、その点はどうでしょ。

○説明員(安橋隆雄君) 当初五十三年に準備事業

を始めますときに、一応努力目標として掲げまし

て、四万五千人と五十六年一月現在の三万七千人とは差がございます。私どもいたしましては、準備事業

ということことで、掛金につきまして國の助成

をするというようなことを考えまして、あるいは

林業事業体の方々に積極的にPRいたしまして、

職金共済制度準備事業としてやってまいりました

事業の、五十六年一月一日現在の加入状況でござ

りますが、林業事業体数で二千二百五十七事業

体、林業従事者数で三万七千六百八十二名でござ

いまして、法律に基づきます加盟の条件が満たさ

れているのではないかといふふうに考えているわ

けでございます。それで五十六年度、具体的には

五十七年一月から本制度の方に移行するという前

提で、林野庁の方では、この四月から十二月まで

の間の事業の管理運営費といふようなものを、五

十六年度予算におきまして準備して対応を進めて

いるところでございます。

○高杉廸忠君 第二点の加盟の業務開始の時期、

これはいつに考えておりますか。

○政府委員(吉本実君) 林業に関する特定業種

退職金共済制度の開始は来年の一月の予定でござ

います。

○高杉廸忠君 この三ヵ年計画では、都道府県を

単位とした林業従事者の退職金積立事業に昭和五

十五年度では約四万五千人の加入予定としていま

すけれども、その実績ですね、その実績はどうな

っておりますか。

○説明員(安橋隆雄君) 五十六年三月末現在の集

計がまだできておりませんが、五十六年一月一日

現在では事業体数で二千二百五十七、対象の林業

従事者数で三万七千六百八十二名でございます。

ました特定業種に属する事業を営みます中小企業者の三分の一といふことでございます。現在、林業におきまして退職金共済制度適用のための準備事業が、林野庁の補助を受けながら実施をされておりますが、昭和五十三年二月に林野庁は、林業従事者の中退金共済制度適用促進対策を決めまして、三ヵ年計画で具体的にその準備を行つてきておりますが、昭和五十三年二月現在で約三万五千人と、一万人口より少ないじやないかと、こう思うんですけれども、その点はどうでしょ。

○説明員(安橋隆雄君) 当初五十三年に準備事業

を始めますときに、一応努力目標として掲げまし

て、四万五千人と五十六年一月現在の三万七千人とは差がございます。私どもいたしましては、準備事業

ということことで、掛金につきまして國の助成

をするというようなことを考えまして、あるいは

林業事業体の方々に積極的にPRいたしまして、

職金共済制度準備事業としてやってまいりました

事業の、五十六年一月一日現在の加入状況でござ

りますが、林業事業体数で二千二百五十七事業

体、林業従事者数で三万七千六百八十二名でござ

いまして、法律に基づきます加盟の条件が満たさ

れているのではないかといふふうに考えているわ

けでございます。それで五十六年度、具体的には

五十七年一月から本制度の方に移行するという前

提で、林野庁の方では、この四月から十二月まで

の間の事業の管理運営費といふようなものを、五

十六年度予算におきまして準備して対応を進めて

いるところでございます。

○高杉廸忠君 第二点として、この要件はど

うなつていますけれども、ここで言つております

一定数といふのはどれほどなんですか。それが第

一であります。

それから第二点として、林業関係事業体は約六

千とも聞いていますが、具体的に、大臣の認可を

受けられる数をこの際示していただきたいと思つております。

○政府委員(吉本実君) 林業に関する特定業種

退職金共済制度の開始は来年の一月の予定でござ

ります。

○高杉廸忠君 第二点として、この要件はど

うなつていますけれども、ここで言つております

一定数といふのはどれほどなんですか。それが第

一であります。

それから第二点として、この要件はど

うなつていますけれども、ここで言つております

一定数といふのはどれほどなんですか。それが第

一であります。

るわけでござります。そこで、具体的には本年の十月に予定されております新組合が設立されましたならば、できるだけ速やかに林業を特定業種としてまず指定をいたします。そうして当面、その検討準備を進めたいと考えておるわけでござります。

それからさらに、指定された後におきましては、林業にかかわります業務を開始するための準備委員会の設置、それから定款の変更、こういったような準備段階を経まして共済契約者の募集を行ひ、応募者数が先ほど申しましたように対象事業主の三分の一に達する段階で、林業に関します業務開始の認可をすると、こういうふうな段取りになるわけでござります。

そういうことの手続を経まして、実際の事業開始が来年の一月からやれるよう、林野庁とも協力を得ながら取り組んでいきたいというふうに考えておるわけでございます。

○高杉廸忠君 中小企業退職金共済制度の拡充について次に伺いますが、九十一国会の前回の改正ですね、これにおいてこの制度の改善を行いましたが、その後の加入実績は、これほどのようになりますか。資料によりますと、中小企業関係約一〇%足らず、建設業関係が約四〇%程度であります。こういう加入実績ですね、その後の。これはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(寺園成章君) 前回の通常国会で御審議を煩わし、中退法の改正を現在施行しております。具体的には昨年の十二月から施行に入っております。なお、改正法の中で、かねてから要望の強かつた過去勤務の通算制度につきましては、本年の四月から実施段階に入つておるところでござります。

そのような事情も踏まえながら、加入の実績を私ども見ておるわけでござりますけれども、昨年十一月に施行されました後の加入実績を見てみると、被共済者につきましては九万二千人余が新しく入つております。これは前年の同期に比較いたしまして三〇%の増ということになつております。

す。また、建設業退職金共済事業につきましては、約六万八千人の新しい被共済者の方がおられます。これも、前年の同期に比べますと一〇%の増ということです。清酒製造業につきましても、同様十一月以降約五百二十名の方の新規加入がございます。前年に比べまして約一二%の増といふことに相なつております。

○高杉廸忠君 本制度については、一層魅力ある内容とするとともに、加入促進対策を強化してその普及促進を図ることが必要であると思うんです。これは九十一国会の附帯事項にもありますように、私は具体的には五十四年六月の中退金共済審議会の小委員会も指摘しておりますが、賃金とか物価スライド制の導入とか、年金制度の導入となるわけでござります。

○政府委員(吉本実君) 中小企業退職金制度の普及促進につきましては、先回の法改正の附帯決議でも御指摘されておりましたし、先生方からも、その点に対していろいろ御注意を喚起されたところがござります。そういったことに基づきましたが、その後の加入実績は、これほどのようになりますが、資料によると、中小企業関係約一〇%足らず、建設業関係が約四〇%程度であります。こういう加入実績ですね、その後の。これはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(吉本実君) 前回の通常国会で御審議を煩わし、中退法の改正を現在施行しております。具体的には昨年の十二月から施行に入つております。なお、改正法の中で、かねてから要望の強かつた過去勤務の通算制度につきましては、本年の四月から実施段階に入つておるところでござります。

そのような事情も踏まえながら、加入の実績を

つた勧奨も行つてゐるところでございます。

それからさらに、中小企業退職金共済事業團では、昨年の改正後直ちに普及促進につきましての先般の建議にもござりますが、審議会におきまして、その後そいつた検討を始めており、五ヵ年計画を策定いたしまして、その普及活動を特に小零細企業に重点を置きながら、計画的に推進をしているところでございます。

それからさらに、制度の改善をいたしましてのスライド制の問題あるいは年金の導入、国庫補助等々で懸案事項となつておりますが、これらの方題についての検討状況及び具体化についての労働省での取り組みについて、どういうふうに取り組んでおられるか伺います。

○高杉廸忠君 本制度を魅力ある内容にするために幾つか指摘をいたしましたから、これらについてもぜひひとつ、実現できるよう取り組んでいただきたい、これは要請をしておきます。

特に本制度の加入促進について、私はP.R.が必要だと思うんです。そういうことについて労働省の方ではどういうような措置をとつておられるのか、それが一つ。

それから、その点に加えて予算措置というものがどうなつているのか、やっぱり具体的な、こういうような加入促進対策というものを私はしていくべきだと、こういうふうに思うんですね。この点について伺います。

○政府委員(吉本実君) 本制度の普及促進、P.R.につきまして大事なことはもちろんござりますし、先ほど申しましたような種々の手段をとりながら、積極的に広報活動を展開してまいりたいといたします。

それからなお、P.R.用の予算、このための経費でございますが、この経費につきましては全額国庫によつておりますが、その予算額は五十六年度

弱といったようなことになつております。

それからなお、P.R.活動につきましても、最近政府部内の総理府の広報室でございますけれども、そちらに対しまして政府広報の中でもこういった問題を取り上げていただくよう、積極的にお願いを申し上げてゐるところでございます。

○高杉廸忠君 特に、建設業従事者の人たちからは、本制度に未加入のために、働いても証紙を張つてくれないという事態も多いと聞いています。したがつて、今後これらの人たちの加入促進とともに、証紙の貼付の履行確保について各事業主に対する行政指導を一層強化していただきたく、こういうふうに思つておりますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(寺園成章君) 特定業種退職金共済制度は建設業に限りませんで、当該業界の方々であります。したがつて、今後これらの人たちの加入促進とともに、証紙の貼付の履行確保について各事業主に対する行政指導を一層強化していただきたく、こういうふうに思つておりますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(吉本実君) かねてから先生方の御指摘もござりますし、私どもいたしましても加入促進、証紙の貼付履行ということに力を入れてきておるところでございます。一層の事業主の指導をおこなうべきだと、こういうふうに思つています。この点について伺います。

○政府委員(吉本実君) 本制度の普及促進、P.R.につきまして大事なことはもちろんござりますし、先ほど申しましたような種々の手段をとりながら、積極的に広報活動を展開してまいりたいといたします。

それからまた、小規模ではございますけれども、地域の事業主団体に対しまして加入意向調査といつたような委託も行いまして、事業主団体の協力を得たり、あるいは取り扱いの委託金融機関で金融機関自体の加入促進月間等も設けて、そういう

き上げなど、今後一層充実整備される必要があると考えております。

最近の景気のかげりの中で、特に建設業及び林業における不況が大きな問題となっております。これらの労働者の雇用安定対策が最も重要であると、こういふうに思つております。本法案の審議に際しまして、私は建設業及び林業関係労働者

の雇用失業対策をこの際大臣から伺い、労働行政の強力な諸施策の推進のために、大臣の所見をいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。
○國務大臣(藤尾正行君)　まことに御指摘のとおりでございまして、昨年の十二月以降特段とのよくな傾向が強いわけでございますけれども、建設業関連の林業、建設業者、中小企業者といふするものの倒産が非常に多いわけでございます。

このことが示しておりますように、今日の景気の趨勢といふようなものを見ましても、この点に十二分の注意を払つてしまひませんと、そういつた業種にお働きの方々の雇用安定といいますものが損なわれるおそれがある、大変なことである、かのように考へておるわけでございまして、私どもいたしましては、今後とも一般政策といたしまして、このような建設業関連中小企業の倒産を未然に防止するということを進めますと同時に、これらと並行いたしまして、お働きの皆様方の雇用条件、労働条件といいますものを十二分に確保してまいらなければならぬ、かように考へております。

ただ、私どもはこの際考えてみなきゃなりませんのは、物価の騰勢その他といふものを勘案をいたしまして、このような制度をもちまして、不時の際あるいは任務を果たされた場合の退職金制度というようなものも考えさせていただくわけですが、さいますけれども、その退職金というお働きの方々に対しましての措置が、退職金を支払いまして、その退職金が本当に役立っているかどうかが、いう点は、これは十二分に考えていかなければならぬわけでございまして、私どもいたしまして、そのような共済給付金といふするものが、

十二分にお働きの皆様方に価値あるものとしていたぐための努力を、国の方におきましても、また使用者側におかれましても十二分にとってもらいたい、かように考えますし、そのためには、こういった制度に御加入の底辺を、できるだけ広くかつ強くしていくことが大切でございます。こういった観点から、こういう制度の運用に関しまして、御指摘のとおり、十二分の御理解をちょうだいをいたしまして、そのこと自体がお働きの皆様方に本当に一つの保障ということになりますよう実績を上げてまいりたい、かように考えております。

おどいたしまして、事故の廃棄物の処理に当たつて、おりました五十六名の労働者が、どの程度感染をしたのかという点について、現在鋭意調査中でございます。本省からも主任専門官を派遣をいたしました、現地の敦賀署を総動員で、署と局で一体となって現在調査を進めておる次第でございます。

○小平芳平君 規則では速やかに報告しなければならないことになつておりますね。速やかなる報告がありましたか。

○説明員(望月三郎君) 率直に申し上げまして、三月の八日の事故でございまして、私どもの電離放射線障害防止規則によりますと、速やかに報生をしろという規定になつておりますが、相当おこなはれまして、私どもに話があったのは今月の二十一日という時点でございます。

○國務大臣(藤尾正行君) 御指摘のとおりでござ
いまして、今回の日本原子力発電株式会社の敦賀
発電所で起きました事故、まことにもう何とも言
いようのない、粗雑かつ非常に不用意な事故でござ
いまして、本当にこの事故につきまして、原子
力発電株式会社におかれでは、会長、社長それぞ
れ引責をせられる、あるいは現地の敦賀発電所の
所長以下みんな入れかえをされるという責任を
おとりになつておられるわけでござりまするけれ
ども、そのような会社といたしましても大変な責
任は衝撃であつたろうと思いますけれども、それ以
上に、非常に大切かつ非常に危険を包藏いたして
おります原子力放射線を扱われる工場とされまし
て、このようなふうにドリーム(年寄)に且難

注意な行為が連續しておったといふようなことは、私どもいたしましても、これは規則上も許されませんし、また実際に技術的にもなってないということございまして、その報告義務を怠つて報告すべきことを報告しなかつたというに至つては、もう何ともはやその責任の追及の仕方がないというほど私はひどいものだと、かように思っています。

特段、今回のこの事故といいますものが、たとえばバルブを作業員が締め忘れたといふようなこととでありますとか、あるいはあれ出ました汚染

されました水、こういったものを、本当からうそ
か知りませんけれども、バケツでくみ上げてきな
とか、あるいはその後ぞうきんがけでふき取つた
とかいうようなことはちょっと、放射線というよ
うな非常に危険かつ微妙なものを扱われる立場の
方とされました、私どもといたしましては本当に
理解ができないということをございまして、私は

この際、私どもの国におきまするエネルギー問題の将来を考えましても、あるいは今後の原子力発電といいますするものの安全性といふようなことの保障ということを考えてみましても、この一つの機会をとらえまして徹底的な調査を進め、かつ、これに対しまして、その衝に当たつておられます

方はもとより、国民全体が非常に厳しい目でこういったものに対処しなければならぬということを再確認をすべきであると、かように考えております。

○小平芳平君 大臣の厳しい発言、態度と、それから労働省当局の厳しい対処を望みます。特に働いている方が、そこで作業している方が、下請のまた下請みたいな方が一体健康に障害があるかないか、あれば大変ですから、速やかにそれを対処していただきたいと希望しております。

次に、これは午前中もちょっとお話をありましたが、今回の行政改革について労働省の基本姿勢を伺います。

○小平芳平君 大臣の厳しい発言、態度と、それから労働省当局の厳しい対処を望みます。特に働いている方が、そこで作業している方が、下請のまた下請みたいな方が一体健康に障害があるかないか、あれば大変ですから、速やかにそれを対処していただきたいと希望しております。

次に、これは午前中もちょっとお話をありましたが、今回の行政改革について労働省の基本姿勢を伺います。

</

金を受けるよりも、まとまつて受けた方が退職金の本来の趣旨に合はうのではないか。こういうような点についていかがでしよう。

○政府委員(寺園成章君) まず第一点の退職金の支給額でございますが、現在の中小企業退職金共済事業団におきます平均掛金額は、約三千九百五十円になつております。したがいまして毎月四千円の掛金を掛けた場合の例で申し上げますと、十一年で約七十六万円でござります。二十年で二百十八万円、三十年で約四百七十万円でござります。

また、掛金を一万円といたしますと、十年で百八十五万円、二十年で五百三十六万円、三十年で一千五十九万円という金額に相なります。

それから第二点目の御質問でございますが、昨年の通常国会におきまして御審議を煩わし、中退法の改正をお願いしたわけでございます。五年目ごとの改正でございまして、五年前の賃金、退職金の事情と昨年時点での退職金、賃金の事情を勘案をいたしまして、最低掛金それから最高掛金のそれぞれ約一・五倍の引き上げをいたしたわけでござります。なお、先生は最低掛金について継続的に引き上げていくというようなお話をございましたが、現在の退職金の掛金額は最低と最高の幅、すなわち千一百円から一万六千円の間で十九のランクが設けてございます。したがつて、その幅において掛金の増額をするということは可能なシステムでございますし、現に大体、年平均掛金額が一〇%程度ずつ上がつていいとするというのが現状でございます。しかし、そういうのが現状でござりますけれども、最低掛金額の引き上げということについては、五年ごとに見直すといふこともござりますので、今後の賃金、退職金の事情なども十分見ながら引き続き検討をしてまいりたいと仰ふるに思つております。

また、物価上昇に対する退職金の目減りの問題でございますが、これも現行の仕組みの中では掛金額を増額をすることとひとつ対応ができるわけでござりますけれども、かねがね議論になつておりますのは、この制度の中に、いわゆる物

価スライドの制度が設けられないかという議論がござります。昨年の法改正をいたしました基礎となりました中退審議会におきましても、この物価スライドの問題が大きな問題として取り上げられましたけれども、なお検討すべき問題が多いといふことで、引き続きの、検討事項になつております。私ども、この建議の趣旨も踏まえながら、引き続き検討してまいりたいというふうに思つております。

それから、通算制度の問題でございますが、この中小企業退職金共済制度が、個々では退職金制度が持てない、そういう中小企業、零細企業におきまして相互共済の仕組みで退職金制度を設けるということが基本でございます。したがいまして、一般の退職金制度の動向とというものも十分見ながり、この制度を仕組んでいかなければいけないということが基本でございます。したがいまして、退職一時金は、やはり企業を退職したときに支給するというのが原則でございますので、この制度におきましても企業退職というのを原則にしておこなうことで原則的には收支が合うような計算をいたしております。したがつて、中大企業の間を転々とされる方をすべて通算をするというのは、現行の仕組みの中では大変困難な問題ではございますけれども、しかし実際には、中小企業の従業員の方々はかなり短期間で移られる場合がある。それも自らの都合によらずに、やむを得ず転職のやむなきに至るという場合もあるわけでございますので、そういう場合につきましては、前後の共済契約の期間を通算をするという制度をとつておるところでござります。

○小平芳平君 退職金の金額が、魅力のある退職金になることが第一の希望であり、また要件であると思ふます。その意味では、いまおっしゃつたような目減りですね、これなどもなお検討する必要があります。

それから、退職金の通算制度、これもやむを得ない事情というだけですか通算できないといふこと、これなどもなお検討の余地があるので

ないかと思います。

それから次に、事業別加入が困難な場合は個人加入ができるようにできないものか。

それから、社内退職金制度を有していない事業所は強制加入制度にできないか。つまり、社内退職金制度を有していない事業所は、何かの退職金に強制加入をするというようなことは検討されたかどうか。

○政府委員(寺園成章君) この制度は、独力では退職金制度を持ち得ない中小零細企業を対象に仕組まれておるわけでございますので、社内退職金制度を持つない、そういうところを重点的に今後とも普及促進を図つてしまいりたいというふうに考えておりますが、現在は退職金制度を設けること自身が法律の強制になじまない事項として、労使の話し合いの中で解決をされておる問題でございますので、この退職金共済制度についてだけ加入を強制するというのは、少しだしまらないんではありますかといふふうに思つておるところでございま

す。

それから個人加入のお話をござりますけれども、いままで審議会の場等で、一般の企業に勤める労働者の側から見ますと、老後の生活保障あるいは失業中の生計費を補助する、あるいは持ち家を手配するとか、子女の教育などの大型出費に充當をする、そういうような経済的な効用を退職金は果たしているのではないかと思ひますし、また使用者側から見れば、労働力の確保、定着、あるいは雇用調整の円滑化を図つていくというような機能を退職金が果たしておる。そういういろいろな作用、効用、効果というものを退職金は複合的に果たしているのではないかというふうに思つております。

○小平芳平君 それゆえに、賃金に最低賃金法があるように退職金も法定できないかと。最低退職金と、いうものを決めるとはどうかということ。それから、いま説明されたようにいろいろな性格がありますが、退職金を年金にして受け取る場合と、それから一時金として受け取る場合と自由に選択できたら、どのくらいの比率で年金と一時金に分かれると思ひますか。

○政府委員(寺園成章君) 御承知のように、一般的の賃金につきましては最低賃金法に基づきましては、いわゆる一人親方の方々につきましては、これは振替適用という形でお入りいただいておるという措置はとつております。

○小平芳平君 退職金は確かに、いまお答えになつたように、労使の話し合いで決められておりま

す。性格を議論する場合に二通りの側面があるのではないかという感じがいたしておりますが、一つは法律的な側面でございます。退職金が協約あるいは就業規則等で定められておるという場合には、労働基準法上はこれは賃金と評価をするわけ

でございます。

一方、法律的な側面と申しますよりか、いわゆる社会的あるいは経済的な効果と申しますか、そういう側面がもう一つ議論があるわけでございます。これにつきましてはいろいろな考え方でございます。しかし、私どもいたしましては、もう労働者の側から見ますと、老後の生活保障あるいは失業中の生計費を補助する、あるいは持ち家を手配するとか、子女の教育などの大型出費に充當をする、そういうような経済的な効用を退職金は果たしているのではないかと思ひますし、また使用者側から見れば、労働力の確保、定着、あるいは雇用調整の円滑化を図つていくというような機能を退職金が果たしておる。そういういろいろな作用、効用、効果というものを退職金は複合的に果たしているのではないかというふうに思つております。

○小平芳平君 それゆえに、賃金に最低賃金法があるように退職金も法定できないかと。最低退職金と、いうものを決めるとはどうかということ。それから、いま説明されたようにいろいろな性格がありますが、退職金を年金にして受け取る場合と、それから一時金として受け取る場合と自由に選択できたら、どのくらいの比率で年金と一時金に分かれると思ひますか。

○政府委員(寺園成章君) 御承知のように、一般的の賃金につきましては最低賃金法に基づきましては、いわゆる一人親方の方々につきましては、これは振替適用という形でお入りいただいておる

うことは、現在ではなかなかじみにくいのでは
ないかというふうに思つております。

それから、年金と一時金の問題でござります
が、最近の動向を見ますと、年金制度をとる企業
が多くなつてきております。傾向として増加傾向
にございます。ただ、多くの企業におきまして
は、年金と一時金を労働者の選択にゆだねておる
ところが多くあるわけでござりますけれども、そ
のような企業におきますと、ほとんどの場合一時
金を支給しておるというのが実態でござります。

○小平芳平君 一時金を選択する理由はどう考
えますか。

○政府委員(寺園成章君) やはり、その時点でき
とまつた金を手にしたい、そのもととしては、そ
の時期における大型出費に備えるというよくな
ともあるうかと思います。また、現在の税制の仕
組みからいきますと、一時金と年金と比較いたし
ますと、一時金の方が税制的には有利な取り扱い
になつておりますので、そのようなこともあつて
一時金選好が強いのではないかというふうに思つ
ております。

○小平芳平君 退職金は、日本人で日本で働いて
いる場合は、退職金は賃金の一部であり、必要な
ものなんです。確かに退職金制度をつくるかつく
らないかは任意でありますけれども、退職金制度
のない企業の魅力のないこと、逆に言えば退職金
制度のあることによってその企業が、この企業に
おいて五十五とか六十とか六十五とか、そういう
段階ではまとまつた金がなくて困るといふこと、
まとまつたお金が必要なんだということ、そ
ういう認識の上に立つて退職金制度を考えてもら
いたいと思うんです。どうですか。

○政府委員(寺園成章君) 先生御指摘のよう
に、年金と一時金の併用制度をとつておるところで一
時金の選好が強いということは、まさに先生のお
つしやるところが影響しているのではないかとい

うふうに思います。これから高齢化社会を迎
え定年延長が進んでいく中で、これから退職金制度
といふものなどをどのようにしていけばいいのか、高
齢化社会の中ににおける退職金のあり方というものを、現在、資金研究会という場で御検討いただ
いておるところでございます。私どももいたしま
しては、その研究報告を受けまして対処してまいり
たいというふうに思つておるところでございま
す。

○小平芳平君 労働大臣、退職金は働いている人
にとって必要な賃金なんです。何といつても退職
金の制度の全然ないところと、それから少ないと
ころと、また高額の退職金のところと、いろいろ
に分かれるでしようけれども、ぜひ必要なんだと
いうその上に立つて、いま改正になる共済法の退
職金も充実していただきたいと思うんですが、いか
ががですか。

○国務大臣(藤尾正行君) 退職金の性質、こうい
ったものにつきましての考え方方は、これはこれな
りにいろいろあらうと思います。しかしながら、
私が考えまして、この中小企業、特段とこういつ
た常用労働者でない非常に不安定な方々に対しま
する退職金制度といいますものは、これは特異
なものでござりますと同時に、非常に私どもが重
要視していかなければならぬ、私どもがこれに
御献身をさしていただきながらね、そういう
た特性のものであろうと、かように考えており
ますだけに、こういったものがより安定的にお働
きになられる方々の支えになつて、一つの魅力の
ある、希望の光になつていくといふことが望まし
いわけでございまして、さような意味合いでおき
まして、一般的な企業における退職金といふもの
と同列にといいますのは、より以上に私ども
は温かく御措置を申し上げなければならぬ、かよ
うに考えております。

○小平芳平君 いまの大臣のお答えに私も賛成で
す。一般企業の退職金以上に、たとえば日減りを
防ぐとか、何か魅力あるものが欲しいと思いま
す。

○政府委員(寺園成章君) この建設労働者ですね、建設労働者の雇用の改善等に関する法律が制定され、第一次の計画期間が終了したわけですが、その時点で目標としていたしましたが、その研究報告を受けまして対処してまいりたいというふうに思つておるところでございま
す。

○政府委員(関英夫君) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の施行直後に、第一次の建設雇用改善計画を策定したわけでございますが、その計画におきましては、建設労働者の雇用の改善等のための基礎づくりとその定着といったことを課題といたしまして、大きく言いますと四つぐらいの柱で対策を講じて、計画を立てたわけでござ
ります。

一つは、雇用管理研修の実施、それから二つ目
が、雇い入れ通知書の交付等による雇用関係の明
確化、三つ目が能力開発等雇用改善への助成、四
つ目が福祉施設の設置という、四つの対策を柱と
してきましたところでございます。

で、この結果、五十四年度までに約十八万三千
人の方に対しまして雇用管理研修を実施してきて
おりまして、五十五年度分を含めますと約二十万
人がこれを受講したという結果になつております。
また、一番目の雇い入れ通知書の交付につきま
しては、当初はなかなか浸透しなかつたわけでござ
いますが、次第に浸透してきておりまして、五
十五年度ではおよそ六、七割は交付されているの
ではないかというふうに見ております。

それから、社会保険の適用関係でござります
が、社会保険への加入状況につきましては、五十
二年三月の適用事業所数が約十五万、被保険者数
約百九十五万人が、五十五年十一月の数字でござ
いますが、適用事業所数で十九万八千、被保険者
数で二百四十五万人というふうに増加してきてお
ります。

また、常用化の問題でござりますが、常用労働
者の数が、五十二年三百九万人から五十五年で三
百四十六万人というふうに増加してきておりま
す。

この建設労働者ですね、建設労働者の雇用の改
善等に関する法律が制定されて、第一次の計画期
間が終了したわけですが、その時点で目標として
いたしましたが、こういった点はよく

なつたという点がありますか。

○政府委員(関英夫君) 建設労働者の雇用の改善
等に関する法律の施行直後に、第一次の建設雇用
改善計画を策定したわけでございますが、その計
画におきましては、建設労働者の雇用の改善等の
ための基礎づくりとその定着といったことを課題
といたしまして、大きく言いますと四つぐらいの
柱で対策を講じて、計画を立てたわけでござ
ります。

一つは、雇用管理研修の実施、それから二つ目
が、雇い入れ通知書の交付等による雇用関係の明
確化、三つ目が能力開発等雇用改善への助成、四
つ目が福祉施設の設置という、四つの対策を柱と
してきましたところでございます。

で、この結果、五十四年度までに約十八万三千
人の方に対しまして雇用管理研修を実施してきて
おりまして、五十五年度分を含めますと約二十万
人がこれを受講したという結果になつております。
また、一番目の雇い入れ通知書の交付につきま
しては、当初はなかなか浸透しなかつたわけでござ
いますが、次第に浸透してきておりまして、五
十五年度ではおよそ六、七割は交付されているの
ではないかというふうに見ております。

それから、社会保険の適用関係でござります
が、社会保険への加入状況につきましては、五十
二年三月の適用事業所数が約十五万、被保険者数
約百九十五万人が、五十五年十一月の数字でござ
いますが、適用事業所数で十九万八千、被保険者
数で二百四十五万人というふうに増加してきてお
ります。

また、常用化の問題でござりますが、常用労働
者の数が、五十二年三百九万人から五十五年で三
百四十六万人というふうに増加してきておりま
す。

それから、能力開発につきましては、助成金の
制度によりまして助成しておるわけでございます
が、認定訓練助成金あるいは技能実習助成金ある
いは職長研修助成金といったような形で能力開発
を助成しておりますが、延べ八千九百二十八事業
所がこれらの支給を受けて能力開発を実施してお
るわけでございます。

その他、作業員宿舎の整備とか、福祉施設の整
備、そういう面にも助成金が活用されておるわ
けでございまして、あるいは雇い入れ時の健康診
断、こういったことにも活用されてきておりま
す。そういう意味で、必ずしも十分とは言い切
れませんが、徐々にこの計画に沿つた施策の効果が
出つてあるということが言えるかと思います。

○小平芳平君 いま御説明のようにそれなりの成
果は上げておりますが、必ずしも十分というわけ
でもないというところで、とにかく、若
年労働者が喜んで建設産業で働くというふうにな
つてほしいと思います。

それから、年一回、建設雇用改善推進月間とい
うのが設けられておりますが、いかがですか。
○小平芳平君 いま御説明のようにそれなりの成
果は上げておりますが、必ずしも十分というわけ
でもないというところで、とにかく、若
年労働者が喜んで建設産業で働くというふうにな
つてほしいと思います。

その点で、年一回、建設雇用改善推進月間とい
うのが設けられておりますが、これは大臣表彰と
か、いろいろそういうことが主であつて、実際問
題の雇用改善の推進にはどれだけ役立つてあるか
という点、やっぱりこういう点も検討する必要が
あります。ただ、年一回の建設雇用改善推進月間
では、なかなか実現しないかとおもつて、五
十五年度ではおよそ六、七割は交付されているの
ではないかというふうに見ております。

それから、社会保険の適用関係でござります
が、雇用保険への加入状況につきましては、五十
二年三月の適用事業所数が約十五万、被保険者数
約百九十五万人が、五十五年十一月の数字でござ
いますが、適用事業所数で十九万八千、被保険者
数で二百四十五万人というふうに増加してきてお
ります。

また、常用化の問題でござりますが、常用労働
者の数が、五十二年三百九万人から五十五年で三
百四十六万人というふうに増加してきておりま
す。

それから、能力開発につきましては、助成金の
制度によりまして助成しておるわけでございます
が、認定訓練助成金あるいは技能実習助成金ある
いは職長研修助成金といったような形で能力開発
を助成しておりますが、延べ八千九百二十八事業
所がこれらの支給を受けて能力開発を実施してお
るわけでございます。

その他、作業員宿舎の整備とか、福祉施設の整
備、そういう面にも助成金が活用されておるわ
けでございまして、あるいは雇い入れ時の健康診
断、こういったことにも活用されてきておりま
す。そういう意味で、必ずしも十分とは言い切
れませんが、徐々にこの計画に沿つた施策の効果が
出つてあるということが言えるかと思います。

○小平芳平君 いま御説明のようにそれなりの成
果は上げておりますが、必ずしも十分というわけ
でもないというところで、とにかく、若
年労働者が喜んで建設産業で働くというふうにな
つてほしいと思います。

それから、年一回、建設雇用改善推進月間とい
うのが設けられておりますが、これは大臣表彰と
か、いろいろそういうことが主であつて、実際問
題の雇用改善の推進にはどれだけ役立つてあるか
という点、やっぱりこういう点も検討する必要が
あります。ただ、年一回の建設雇用改善推進月間
では、なかなか実現しないかとおもつて、五
十五年度ではおよそ六、七割は交付されているの
ではないかというふうに見ております。

それから、社会保険の適用関係でござります
が、雇用保険への加入状況につきましては、五十
二年三月の適用事業所数が約十五万、被保険者数
約百九十五万人が、五十五年十一月の数字でござ
いますが、適用事業所数で十九万八千、被保険者
数で二百四十五万人というふうに増加してきてお
ります。

また、常用化の問題でござりますが、常用労働
者の数が、五十二年三百九万人から五十五年で三
百四十六万人というふうに増加してきておりま
す。

が、廃棄物処理場の設備運転日誌の中には、これは三月八日オーバーフローにより汚染ありという記載があるというんですよ。三月九日には除染を発注したという記載もあるといふんですね。そしたら、そんなものは明らかに事故でしょう。で、事故が生じたときは事業者は速やかに労基局にもこれは報告しなければならないというのが、なるわけですか、その辺はどうなんですか。

○説明員(吉田三郎君) 報告しなきやわからぬとする。そうすると、事業者が事故として認定をして報告をしないと、労働省はわからぬということになるわけですが、その辺はどうなんですか。

につきましては、そういう結果になつたわけでございます。

○国務大臣(鷹尾正行君) 私は、細かいことを知りませんけれども、御案内のとおり、この事故がわかつてきました過程は、一番初めは湾内のホンダワラの採取からで、それに放射能が検出をさわだというところから始まっているわけですね。ですから、どこかにその汚染をしたものとがある、それは発電所以外にないではないかということで、どつていつたわけでござりますけれども、そのな話でござりますけれども、この日本原子力発電株式会社では、事故が発生したということを公表していないわけですね。報告していよいわけですね。ホンダワラの方が先なんですよ。そこでもとに十何日かのロスがあつて、さらに悪いことは、いま御指摘のとおり、原子力発電所の責任者が事故として届け出しなければならなかつたものをしていない。ただし、そのスラッジの作業を止めておられる方々の帳面にはオーバーフローがなつた、同時に、その汚染を除くための作業をしたということが書いてあつたと。後からわかつてのことなんですね。

ですから、私どもまことに申しわけのないことでございますけれども、そういうことが起きて進行している過程では全然、天下太平で何も

らぬわけですよ。そうして結局探しに探して、いつのもとはどこじやどこじやといって探して、いつになつて、そう言つたものの、まだ確定がされない前に私どもが乗り込んでいつて、そうして強制捜査をするというところまでに非常に時間がかかるつておるということとございまして、私は通産省のこれに対しまする調査も、また科学技術庁の調査も、私どもの調査も非常におくれて、ここで国民の目の前に非常に御迷惑をかけ、手段とお働きの皆様方に大変な御不安をかけておるといふことになつたわけございまして、この点はだんだんと、申しわけのないこととございまするけれども、まず第一に日本原子力発電株式会社敦賀発電所長が、八日の時点でこういうことがありましたということを申し出してくれれば、その時点で調査に行けたわけですよ。それをひた隠しに隠しておりましたから、こういったおくれになつておりますわけで、慎重の上にも慎重を期して、それぞれの調査を周到にやつておるということをさることでござりますけれども、もともと非常に調査にかかることと自体が立ちおくれてきておる。その立ちおくれは、原子力発電所すべて危いぞということです、こちらが適時、適切に立ち入り調査をやつておるというわけで、私どもの調査でわかつたわけじゃないんですから、そら邊におしかりをちょいだいをするもとがあつたということをいま考え方、それに対する今後の対策は対策として、また改めて考え方をしていかなければなるまいというのが私どもの考え方でござります。

地に行つておつて、それでわからなかつたのでしょ。だから、現地に行つていらない労働省がわからぬのは無理ないと、うふうには思いますよ。しかし、思いますけれども、現地に通産省から行ってもわからぬというのでは、行つても何の役にもたたぬと、役に立つような行き方にさせにやいかぬという問題ですね、一つは、同時に、そのことがすぐに労働条件、労働者に直接関係のある問題だから、労働省と直結できるようならうにどうしたらいいかという点が、やはり非常に気になる点なので特にお聞きをしたわけでございます。

で、事故の解明についていろいろな事態等の幾つかの状況というのは、私どもも現地調査等の事情を踏まえて、知らないわけではありませんけれども、きょうはその場ではありませんのでこれ以上は申し上げませんけれども、今度初めての事故だというのではないという点を、私は非常に重視しているわけです。四十九年の三月ですか、予算委員会で同じような事故を指摘しているんですね。これは事故じゃなくて、そのときには下請の労働者が線量をたくさん受けているという、被曝量が非常に高いという問題が問題になつたんです。というのは、炉心を定期検査をするという場合に、放射能で汚れているところをまず下請の人に入つて、ぞうきんみたいなもので全部きれいにして、一応きれいにしてから、ちゃんと専門知識を持つた専門技術者の職員が、これは正職員ですよ、たとえば定期検査だつたら、日立とか東芝ですね、そういうところの職員が行って検査に入る。だから一番汚れているところへは、知識も教育も余り受けていない下請の労働者が行くものだから、被曝線量が非常に高いということを問題にして、その点についての対処の仕方について質問をしたことがあるんです。

同じように今度もやっぱり、下請の労働者が大変な被曝線量を受けているわけですから、これは本当に軽視できないので、別の機会に譲りたいと思っておりますけれども、労働省の方でもできる

限られた時間でございますので本題に入りたいと思います。

中小企業で働く労働者数というのは、我が国では非一次産業の就業人口の約八一%を占めております。この労働者の労働条件あるいは労働環境の改善というのは、国民生活全体の福祉の水準の向上、これにとつては必要不可欠だと思うわけでございます。ところが、そういった点が非常に悪いというものが今日の実情でございます。たとえば、私、大阪でございますが、大阪で統一労組懇の人たちが昨年、労働組合のない中小企業の労働者を対象に行いましたアンケート調査を見てみますと、残業手当が正當に支給をされていないというのが四五・八%、有給休暇はありますかと言ふと、ないと答えているのが四八・三%、いま問題になつております退職金制度がないと答えた人が三九・%という状況なんですね。ですから中小企業の労働者として、組合もないし、企業における労働条件の状況からいって、改善にもっと積極的に取り組む必要があるということがちょっとしたアンケートでも明らかになるわけでございます。

そこで、時間もありませんので具体的にちよつと聞いておきたいと思ひますのは、建設業の退職金共済制度ですね、この制度については、これはもうたびたび言わせておりますので簡単に申し上げておきたいと思ひますけれども、この制度といふのは建設労働者の福祉対策にとつては有効な政策だと思うわけです。ところが、加入の度合いで云ふと、建設労働者がこの建退共への加入の度合い十八万四千からあるんですね。そういうことを見れば、単純に見ますと約二〇%ということになります。で、労働省の方の統計では四七%

ぐらいは加入しているというふうに見られて、いる
ようでございますけれども、いずれにしても有効
な対策だとは思うけれども加入率は低いと思うわ
けでございますので、これは加入促進を図る必要
があると思いますが、そのための対策としてはど
ういうことをおやりになつて、いるのか、簡単にち

くには、やっぱり魅力のある制度でなければならないと思うんですね、一つは。二つ目にはP.R.をよくしなきゃならない。第三には現行制度を確実に実行するということだと思ふんです。で、魅力ある制度というのはやっぱり退職金の支給額ができるだけアップされるということだと

の給付でござりますけれども、この給付のカーブの書き方といたしまして、短期給付のところの支給はなし、あるいは薄くいたしまして、その分を長期の給付に回す、長期勤続者に有利な給付カーブを描いておるわけでござります。そういう措置をとつて建設業の労働力の確保、定着を図つてい

になつてゐるのかという問題が一つ出てくるわけでしょう。これは働いている労働者たちに、適正待遇の制度というものが定着をして、労働者の利益が守られるというふうになつていないと、いうことを示すと思うんですね、だって公共事業の場合一番はつきりしているんだから。私的な業

○説明員(寺園成章君) 建設業退職金共済制度の加入率は、たゞいま先生が御指摘のように約四〇%程度でござります。この制度が建設業の期間雇用者を対象にいたしまして、その効用期間を通じて、年々の積立金によって、退職金として支給するものであります。

均率と平均金額とお述べになつておられましたけれども、建退共では二年かけたら付加金を含めて九万二千三百三十二円納めるのですね、納めるのよ。ところが、もう一つ金額、二年の役替はどうい

す。昨年の十二月から、この建退共の給付のか
ブにつきましても若干アップをいたしておりま
す。建設労働の就労の実態を見ましても、十五年程
まつて二回と一回算入し、二回合計で一千五百
人前後でござります。これが何れかが点検できませんか
ね、公共事業でさえもこういうことになつてゐる
と。しかもつと言へば、手帳もらつてゐるのが
六割ぐらいだと、あるいは百七十三億しか買われ
ないといふと、どうも思ひません。

算をして、建設業から引退するときに退職金を支給するという制度でございますから、この制度を実効あらしめるためには、原則任意加入ではありますけれども、できるだけ多くの方が、事業主がこの制度に入つていただくことがこの制度の

七百二十円で、掛金全部ももらえないとい、掛金よ
り少ない、一年ではね。それから、五年の場合は
どうかといふと、二十三万五百八十九円かけて、も
らえるのは二十五万八千二百五十六円、ちょっと
多いんです。これほどかくらいかどうか、大本

○皆脱タケ子君 時間がありますひで、その表
るわけでござりますが、いざれにいたしまして
も、この制度をより魅力あるものにするための検
討というものは、私ども引き続きやってまいりた
いというふうに思っております。

建設業退職金共済組合への加入促進を図つておる
わけでござりますけれども、一、三例示をして申
し上げてみますと、建設省等と連絡をとりなが
ら、公共工事の関係につきましては、入札参加者

預金金利とかも、ほんと
預金金利よりも、
安いか、まあ、預金金利も上がったり下がったり
しますからね、その程度。だから、この辺あたり
というのはやっぱり改善をする必要があるんじ
やないかと思うんですね。で、中小企業政策審議

期のものには、短期は不利なけれども、長期のものを有利にすると、ということになるなら、これが正常に運営をされて、長期に保障されていくという体制がなかなかできならないですね。私はそのため、労働者の意見が反映するためにも、ぜひ今回の改正で、建設共

どうか、ということを考慮するということがございます。また、工事費の積算に当たって掛金相当額を含めると、いろいろな措置でありますとか、それから、工事を受注した建設業者から発注官庁に対

などというものが出て、魅力ある職場づくりが、八〇年代中小企業経営における最大の課題の一つと いうことで指摘をされておりますけれども、中小企業の退職金共済制度の強化拡充に検討をする必

を設置するということになつてゐるようですか
ら、これは労働者代表を参加させるべきではない
かということが一つなんです。

させるというような措置をとつたり、あるいは下請につきましては、元請の方から代金を含めて請負に出す、あるいは証紙を現物交付をするというような措置をとるようにお願いをしております

ね。国庫補助もつとふやして魅力ある制度にするということはどうですか。

○政府委員(寺園成章君) この制度の加入の促進を図っていくためには、この制度自身に魅力づけ

うのは非常に大事なんですね。ところが、私もう時間がないから詳しく述べられないで、かいつまんで言いますが、たとえば公共工事の工事額では掛け金相当額というのをちゃんと積算されて

済組合等とも協力しながら年間を通じて事業主等に働きかけ、また、その年間の努力の一つの節目にいたしまして、毎年十月に加入促進月間というものを設けて、全国的、集中的なPR活動を

というのは先生御指摘のとおりだらうと思いま
す。この制度は、掛金をもとにしてその運用益に
国庫補助をつけて給付をする、しかも事務費は全
額国庫で見るということございまので、掛金

共工事の総額というものは十兆七千五百六十一億円ですから、ざっと千分の三と見たとして三百億なんですよ。ところがその三百億のうち、三百億の掛金取扱額があつたら大体全部うまくいっている

○沓脱タケ子君　いろいろと御苦勞なさつておら
れるようなんですが、これは加入促進を図つてい

おると思っております。

などということになるのだけれども、実際は百七十億なんですね、百二十億余りの掛金の証紙購入はさしてない、そういう一本、二の金額がこんな

紙を張つていただぐくというのがこの制度の基本でございます。そういう観点から加入促進、それから証紙の貼付履行ということについてはかねがね力を入れてまいったわけでございますが、御指摘のように満足すべき状態であるといううちは思つておりません。したがいまして、今後、従来やつております手法に加えまして、五十六年度からは建退共におきまして新しいシステムを設けることにいたしております。そのようなシステムを活用しながら、証紙の貼付の履行確保というものに当たつてまいりたいというふうに思つております。

○柄谷道一君 中小企業退職金共済制度が誕生いたしましたのは昭和三十四年でございます。自

由で二十年余を経過いたしておるわけでござい

ますが、この間昭和五十年の第七十五国会、五

五年の第九十一国会でそれぞれ、普及率を高め、

加入促進策を強化するよう附帯決議を行つて

いるところでございます。にもかかわらず、五

五年十二月現在の普及状況は、一般の場合二十二

万六千事業所、百八十万人、一〇%弱の比率でござ

ります。建設業は九万九千事業所、百四十万

人、これは四〇%。清酒製造業の場合三千一百事

業所、四万二千人、これはおおむね一〇〇%。こ

のようない般関係の普及率は依然としてきわめて

低いわけでございます。一体その原因是那辺にあ

るのか、簡潔にその分析の結果を御説明願いたい

と思います。

○政府委員(吉本実君) 本制度は御承知のよう

に、独自には退職金制度を設けることが困難な中

小企業を対象として設けられたものでございま

す。本制度発足当時の三十年代前半では中小企業

の、たとえばでございますが、三十人から九十九

人の規模で退職金制度の全体の普及状況とい

うのは約五六%でございましたけれども、現在は約

九〇%になつておるということは、こういった増

加の傾向の中には、この本制度も一つの役割りを

果たしているのではないかというふうに思うわけ

でございます。しかしながら、一般の退職金制度

の普及がおくれてゐることは事実でございまして、特に規模別で見ますと小零細企業、産業別に見ますと小売サービス業、こういったところについてはこの中退制度の普及も十分と言えないといふような状況でございます。それの原因でござつておりますが、一つは本制度が任意加入の制度であるということ、それからこういった分野におきましては、就労の実態なり各企業の負担能力なり、あるいはこの共済制度の加入をむずかしくしておられるのではないかというふうに思つております。

○柄谷道一君 労働省が五十三年に調査いたしました。

した退職金制度調査報告によりますと、退職金制度は従業員百人から二百九十九人の企業で九七・三%、三十人から九十九人の企業で八九・六%が

制定されております。非常にその普及が著しいものがあるのですが、問題はその退職金の支払い準備の形態でございます。これについて見

ますと、社内準備の形をとる企業が千人以上では

九九・四%、三百人から九十九人では九四・五%、百人から二百九十九人では八一・六%、三

十人から九十九人では五九・五%、企業規模計は六八%となつております。したがつて特定退職金

共済団体、福祉厚生保険、事業保険、中小企業退

職金共済制度などの社外積み立てによって原資を

保全する措置がとられている企業が、きわめて少

ないことが浮き彫りしております。こうした原

資保全の現状が、企業倒産における退職金不払

いという不幸な事態を招いている大きな要因ではないかと思うのでございます。

これも労働省基準局監督課の調査によります

と、五十五年度上半期の退職金の不払い状況は前

期繰り越し百四十件、四千六百六十三人、七十六億

八千万円。当期把握四百八十件、三千百九十五

人、二十七億円。合計六百二十件、七千三百五十

人、約百四億円の巨額に達しております。この

うち、解決をしたのは三百二十九件、約十六億

円。支払い不能が確定したものが七十一件、十一

億四千四百二十八万円と公表されております。こ

れは、貸金の支払の確保等に関する法律の五条で

一応退職金の保全といいうものが義務づけられてお

りますけれども、原資の保全がなされていないた

めに、このような不幸な事態を多く招いてお

りますけれども、原資の保全がなされていないた

めに、このような不幸な事態を多く招いてお

ります。

それで私はゼンセン同盟、これは綿維でござい

ますが、その傘下にあります企業の昨年一年間の

主な倒産の現状から抽出してみると、四国今治

市の阿部株式会社、これは従業員一百一十一名を

持つ中堅染色企業でございますが、五十五年一月

二十日の倒産によりまして規定退職金総額六億一

千三百七十六万円の四〇%の支給などしまさざる

を得ませんでした。愛知県豊橋市の泰商店、これ

は組合員百三十人の婦人用ニットウエア縫製業で

ございますが、ここも労務債権に對して支給され

ましたのは三五・四%でございます。静岡県、張

源染色株式会社、これは組合員八十人の染色業で

ございますが、労務債権のうち一一・三六%しか

支給されおりません。同じく浜松市の西村染工

株式会社の場合、これは百三十人の従業員を持つ

染色会社でございますが、規定退職金の一七八・

九%の支給にとどまつておるわけでございます。

これは、いすれも労働組合という組織がありま

して債権保全のために万全の努力を尽くし、かつ

長期の交渉を経たところでもこのよだな状態でござりますから、私は労働組合もない、こういうところでは、規定あれど倒産時には退職金が支払われることがない。このことの実態を如実に示して

いると私は思うのでございます。

そこで本法は、いわゆる退職金制度のない中小

企業に対して、その肩がわりとして設けられた制

度であるというのが立法の趣旨でございますけれ

ども、大臣、私はこのよだな実態を踏まえまし

て、労務債権の確保、このよだな視点から積極的

に本法の活用というものをPRし、その加入率を

高めていく、こういう努力が必要なのではないだ

ろうか。また、たとえば従業員三十人程度の中小

零細企業で一人の退職者が出て、五百萬、六百万

という退職金が必要である。これは退職金倒産に

もなりかねないわけですね。私は、制度をつくる

よりも、まずこの共済制度に加入をという積極的

PRの姿勢こそ本法制定の趣旨にかなうものでは

ないかと、こう思ふんでございますが、御所見を

お伺いします。

○政府委員(寺園成章君) 御指摘の点、全く同感

をいたすわけでございます。

この制度が設けられた第一義的な目的は、独自

で退職金制度を設けることが困難な中小企業とい

う実情に対応いたしまして、相互共済の仕組みで

この制度をつくり、できるだけ多くの中小企業に

退職金制度を普及していこうというのが第一義的

目的でございますが、せつかくつくりました退

職金制度といいうのがそのとおりに支払いができた

という意味におきまして、社外積み立てであり、

しかも国庫補助をつけた有利な制度でございます

ので、退職金の支払いが確保という観点からも、こ

の制度の普及、促進に一層力を入れてまいりたい

というふうに思つております。

○柄谷道一君 サラにこの普及率を高めるために

は、各委員より指摘されましたけれども、その内

容を魅力的なものにしなければならぬと思うので

ござります。

○柄谷道一君 サラにこの普及率を高めるために

は、各委員より指摘されましたけれども、その内

容を魅力的なものにしなければならぬと思うので

ござります。

この制度は、制定以来、給付水準の引き上げ、

過去勤務債務などの面におきまして改善が行われ

てきたということは評価するものでございますけれ

ども、その水準は依然として社会水準に見合

るものであるとはどういふわれません。

私は、掛け金と退職金のモデルを試算したわけ

でございますが、加入当初から退職まで掛け金月額五

千円とした場合、三年で十八万二千二百七十円。

五年で三十五万八百八十円。十年で九十三万八千

八百九十円。十五年で百七十一万八千百三十円。

二十年で二百七十一万五千五百三十円。二十五年

で四百五万二百円。三十年で五百八十三万六千六

タディーによる実態調査とあわせて、もうそろそろ附帯決議の実現というものがあつてしかるべきではないか、これも六十年改定の重大なテーマである、このように指摘したいわけでございますが、いかがですか。

○政府委員(吉本実君) いま御指摘のように、建退共の給付につきましては、加入後一年間に退職する者には退職金を支給しないことになつております。

御承知のように、これを変更することは退職金カードをできるだけ長期の人有利になるようしている共済の仕組みそのものにかかる問題でございますから、当面は支給期間を短縮することは困難かと思います。

しかしながら、今後引き続きまして、実は当初三年であったのを、その後制度の運用の経験なりあるいは制度の収支状況等によって長期的な検討を行つた結果、五十年に現行の二年にしておるわけでございます。そういう意味で、そういった経験をもとにいたしまして今後長期的に、六十年の見直しの時期も含めまして検討してまいりたいと

○柄谷道一君 次に、清酒製造業でございますが、これは形の上ではほぼ一〇〇%加入いたしておりますから普及しておるということになるんですけれども、私は建設業と同様の問題点、いわゆる履行上の問題点が多く存在するのではないかと思ふんです。ところが、この清酒製造業関係につきましては、その実態調査すらまだ十分に行われていないというふうに承知いたしました。私は、建設業と同様、これまたケーススタディーによる調査によりましてその履行状態、これをやはり正確に把握するということが、あわせて本法の改正を一つの契機として必要になるのではないだろうか。この実態の把握がありまんと、今後運営委員会で議論するにも、労働者が参与として意見を述べるにも、問題の正確な把握ができずして意見が言えるはずがないわけですから、ぜひこの調査は、早急にあわせ実施すべきである、こう思いま

すが、いかがですか。

○政府委員(寺園成章君) 現在まで、清酒製造業の実態調査というものはいたしておりません。申しますのは、この制度自身が大変順調にいろいろいう認識を持っておりましたので、そういう実態把握をいたしておりませんが、先生御指摘の点もございますので、ケーススタディーという手法も考慮しながら当該組合、あるいは関係者の意見も聞きながら実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

○柄谷道一君 林業関係も御質問したいと思っておつたのですが、時間もございませんので、これは意見として述べておきたいと思います。

林業関係の就業者数は、社労調査室の調査によりますと、常用九万、臨時、日雇い四万、総數三万六千だと明らかにされております。これに対しても、五十三年に林野庁は三カ年の目標設定を行いまして、四十万五千人の加入を目指すという計画をつくられたようですが、五十六年一月一日現在の加入者数は三万七千六百八十二名にとどまっています。これにつきましては、他の一般、さらに建設等とあわせまして、いまは林野庁でございますが、今後制度ができればこれは労働省に移るわけですね、両省相協力して、どこに問題点が所在するか、これは他の委員からの指摘もございましたから重複は避けますけれども、この加入促進について努力されますと同時に、おくれて入つてしまつても、やはり六十時点には他の特別共済制度とあわせ、支給要件、退職金の水準、さらには資金運用等の問題についてひとり置き去りにならないように、三つの特定共済相一致して改善

思ひます。

それから、多くの委員から質問が出ましたので、これは確認ですから簡潔にお答え願いたいと

○柄谷道一君 最後に、大臣にお伺いいたしました。本法の改正案は昭和五十四年十一月二十九日の閣議決定による行政改革計画に出発いたしております。本法案の成立によりまして役員数の減少と、いう一つの効果は目に見えますけれども、

一般的の事業団には、運用上労使一名の参与が置かれているが、受益者の意見を反映させるために特定業種ごとにこれに準じた、いわゆる参与制度に準じた制度を配慮して、受益者の意見反映に努めていく、こういう趣旨と理解してよろしくどうぞ

いますか。

○政府委員(寺園成章君) 次に、運営委員会の設置に伴いましておりでございます。

○柄谷道一君 次に、運営委員会の設置に伴いまして従来の評議員会はなくなるわけでございますが、現在の評議員会は建設六十九名、清酒三十七名でございます。これが今度はそれぞれ二十名になるわけですね。したがつて、私は評議員会となるわけですね。したがつて、私は評議員会と

いう制度ではなくするにしても、運用上この制度の運用に関する重要な事項、そして業者の積極的理解と協力を求めなければならない事項、これらにつきましては地方の代表に諮問し、または意見を聽取する、そしてその反映に努めるという運用があつてしかるべきである、こう思いますが、そのような運用は配慮されますか。

○政府委員(寺園成章君) 現在地方の代表者の意見を聞く場として、評議員会を設けております。今回の法律におきましては、業界の意見を反映をする場といたしまして、法律上運営委員会といふものを設けました。したがいまして、評議員会といふものは法律上は置かないことにいたしたわけ

でございますけれども、新しい組合におきましても地方の代表の方々の意見を十分聞き、それらの方々の協力を得ながら事業を実施していく必要がある機能のものは、新しい組合においても何らかの形で措置していく必要があるというふうに思っております。

○政府委員(寺園成章君) 新しくできます退職金共済組合におきましては、特定業種退職金事業といいますのが業界退職金事業であるという特殊性を踏まえながら、できる限り簡素、合理化された運営をしてまいりたいというふうに思つております。

また掛金の問題でございますが、掛金につきましてはやはり当該業界の負担能力というものもござりますので、これを一律に取り扱うということは種々の問題があつらかというふうに思つております。

それから、多くの委員から質問が出ましたので、これは確認ですから簡潔にお答え願いたいと

私は、事務手続の簡素化、業務処理の合理化、さらには事務管理、総務、会計、調査、広報等共通部門の一元化など、この際業務全般を見直しまして、減量化、効率化の実を上げいかねば本法改正の趣旨は生かされないとと思うのでございます。また、そのことによって、片や普及率の向上、片や効率化によって成果が上がりますならば、現在の賦課金三円をさらに縮小して、業者負担を軽減することも可能な道が開けるものと思います。これに対する大臣の御所見を伺いますと同時に、あわせて、今度は三つの共済を今後抱えることになるわけですが、建設は掛金百八十円、月二十一枚。清酒は二百円で月十五枚。林業は百五十円、月十五枚というかくこうになっているわけですね。これがそれぞれの業種ごとの運営委員会で議論されてまいりますと、やはりその共通項を認めることとがどうしてもおくれてくると思うんです。運営委員会でそれぞれの業種の特性といふのは配慮していかなければなりませんけれども、理事長と業種担当の理事がやはり協議しつつ、コントロールしつつ、共通の水準なり運営の改善に努めていく、こういう配慮がないと、三頭立ての馬車は一体そろつてどこへ走るのか、こういう問題も惹起しかねないと思います。この点に対する運用についての大臣の御見解を伺いまして、私の質問を終わります。

○政府委員(寺園成章君) 御趣旨のとおり、発足したばかりでございますし、重複をしておる機構

は非常にたくさんあると思うんです。こういったことを合理的に整理していく、あたりまえのことだと思いますから、そのような方向で進めてまいりたいと、かように考えます。

さらに、いまの掛金等々の問題につきましては、当面非常に困難なことは多からうと思いますけれども、これから将来、やはり改善をして、統一的に運営をする可能性を見つけていくよう努めをしたいかなければならぬ、かように考えますので、そのように指導いたします。

○委員長(片山基市君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、前島英三郎君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。

○委員長(片山基市君) 他に御発言もないようでですから、實験は終局いたしたものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御發言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉忠君 私は、ただいま可決されました中

小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○高杉忠君 私は、ただいま可決されました中

小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法

律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、新たに設置される特定業種退職金共済組合においては、それぞれの業種の退職金共済事業が引き続き円滑に運営されるよう十分配慮すること。

二、特定業種退職金共済制度の運営に当たつては、関係労使の意見を十分反映できるよう所要の措置を検討すること。

三、特定業種退職金共済制度への加入促進対策を強化するとともに、証紙貼付の履行確保に努めること。

四、民間林業從事者についての特定業種退職金共済事業については、統合後の特定業種退職金共済組合において、昭和五十七年一月一日から発足できるよう万全を期すこと。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(片山基市君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤尾労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤尾労働大臣。

○国務大臣(藤尾正行君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力をいたしておりまいます。

○委員長(片山基市君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後五時十七分開会

午後四時九分休憩

午後五時十九分散会

午後五時十七分開会

午後四時九分休憩

午後五時十九分散会

午後五時十九分散会